**令和４年度大阪府障がい福祉サービス事業者燃料費高騰対策支援金　質疑応答書**

**１．事業目的や制度の基本等　（第１期支援金・第2期支援金共通）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質　問 | 回　　答 |
| １HP | この支援金の目的は何か。 | 昨今の燃油価格高騰の影響を受けながらも障がい福祉サービス（以下「サービスという。」）の安定的な提供を継続している訪問系・通所系の事業所等を支援するため、利用者の送迎や居宅への訪問といったサービス提供に使用する車両の燃料費用（高騰相当分）に対し助成するものです。 |
| ２HP | 通所系と訪問系の自動車一台あたりの単価が異なるのはなぜか。 | 通所系と訪問系のサービス事業所における、月に使用する一般的な燃料の量及び保有する車両の数を勘案して単価設定しています。 |
| ３HP | 介護サービスも同様の支援金制度があると聞いた。どこに問い合わせしたらよいか。 | コールセンター（介護分）にお問い合わせください。◆大阪府 介護燃料費 高騰対策支援金 コールセンター電話 ０５７０―０１７－１７１（平日９時から１８時まで）　※10月31（月）まで開設 |

**２．第2期支援金の実施について　（第2期支援金のみ）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質問 | 回答 |
| １手持 | なぜ、再度支援することになったのか。 | 依然、ガソリン代の高騰傾向は続いており事業者の負担軽減を図る必要があることから、ガソリン代の高騰分見合いに対する支援を再度実施することとしました。 |
| ２HP | 第1期支援金を申請した。同じ車両の分で第2期支援金も申請できるか。 | 第1期に申請していても申請は可能です。ただし、以下、「４．申請要件」の「第２期支援金」にかかる要件をみたす必要があります。 |
| ３HP | 第1期支援金は申請をしていない。第２期支援金は申請できるか。 | 第1期に申請していなくても申請は可能です。ただし、以下、「４．申請要件」の「第２期支援金」にかかる要件をみたす必要があります。 |

**３．第２期支援金の申請受付期間に第１期支援金の申請をできる場合等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質問 | 回答 |
| １ HP | 第２期支援金の申請受付期間に第１期支援金の申請もできる場合とは、具体的にどのような事業者か。 | 以下に該当する事業者は申請できます。第1期支援金の「４．申請要件」を満たすものの、令和4年7月に申請ができなかった事業者で、第2期支援金申請時に事業者として存在する者。 |
| ２手持 | なぜ、第1期支援金の申請受付は終了しているのに受け付けるのか。 | 確保した予算に余裕があることから、少しでも多くの事業者の負担軽減に資するためです。 |
| ３手持 | 上記１に該当しているものの、申請要件に合致していた事業所を令和４年７月１日後に廃止している。（令和４年７月１日以後休止し９月末までに再開していない。）現在、廃止（休止）している事業所の分で、第１期支援金の申請はできるか。 | 「４．申請要件」の第１期支援金にかかる要件をみたすようであれば申請できます。 |
| ２手持 | 第1期支援金の申請を行い支援金の支給を受けたが、車両の記載もれ・一部の事業所分の申請もれ等があった。この分についての車両について、第1期支援金として、今回追加で申請可能か。 | 事業者が一度申請をされている場合、車両等の追加による再申請はできません。ご了承ください。 |

**４．申請要件**

**（１）対象事業所等（第１期支援金・第2期支援金共通）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質　問 | 回　　答 |
| １HP | 通所系・訪問系のサービス事業とは具体的にどのようなサービスを行っているところか。 | 大阪府内（政令、中核市含む）の通所系・訪問系の事業所で以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| （通所系等）・療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練、生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）・就労定着支援・自立生活援助・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・短期入所 | （訪問系等）・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・相談支援（地域移行、地域定着、計画相談、障がい児相談） |

 |
| ２手持 | 何故、通所系・訪問系の事業者のみが支援対象なのか。 | 訪問系・通所系のサービス事業者は、日々車両にて利用者の送迎や居宅への訪問を行っており、このため業務を継続するうえで、コロナ禍におけるガソリン代の高騰の影響を受けやすく、その負担軽減を図ることを目的に、ガソリン代の高騰分相当に対して支援することとしました。 |
| ３HP | 通所系・訪問系のサービス事業所であれば交付金を申請できるのか（交付金の支給対象となるのか）。 | ・大阪府内の通所系・訪問系のサービス事業所であって、かつ「４．申請要件」の第１期支援金にかかる要件に合致してれば、第１期分の申請が可能です。また、「４．申請要件」の第２期支援金にかかる要件に合致していれば第２期分の申請が可能となります。 |
| ４HP | 同一の事業所で障がい福祉と介護の両方のサービスを一体的に行っている場合で、同じ車両を使用し送迎等行っている場合はどちらで申請をしたらよいか。 | 重複申請はできませんので、同一の車両を介護と障がいの両方において送迎等で使用している場合、どちらかで申請いただくことになりますが、どちらで申請するかは事業者で判断してください。 |
| ５HP | 大阪府外にも事業所がある場合、当該府外の事業所の所有する車両は申請に含めることができるのか。 | 本事業は、大阪府独自の事業となりますので大阪府外に所在する事業所が所有する分は申請に含めることができません。なお、法人の所在地が大阪府外であっても事業所が大阪府内であれば申請対象となります。 |

**（２）-１　対象期間（第１期支援金のみ）※第2期支援金は次の（２）-２参照。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質　問 | 回　　答 |
| １ HP | なぜ、令和４年４月１日から同年６月30日までの間、サービスの提供実績があることが申請要件となっているのか。 | 当該期間がガソリン等の燃料費の物価高騰の影響が大きかったとされる時期であるため、当該期間、物価高騰のあおりを受けながらサービスを継続されている事業所へ支援することを目的としています。 |
| ２HP | 令和４年４月１日から同年６月30日までの間に報酬の請求がなされていればいいのか。 | 令和４年４月１日から同年６月30日までの間、サービスの提供実績がある必要があり、報酬の請求月がある場合ではありません。 |
| ３ HP | 令和４年４月１日から同年６月30日までの間、継続してサービスを実施していたの「継続」の考え方について | （月に何回サービスを実施していたらいいのか）令和４年４月１日から同年６月30日までの間、ひと月の半分以上はサービスの提供実績がある必要があります。（４月１日から同年６月30日の継続はどのように判断するのか）・令和４年4月1日前に事業所指定がある場合　3ヵ月連続してサービス提供実績がある必要があります。例　〇⇒4月（サービス提供あり）、5月（（サービス提供あり）、6月（サービス提供あり）　　×⇒4月（サービス提供なし）、5月（（サービス提供なし）、6月（サービス提供なし）　　×⇒4月（サービス提供なし）、5月（（サービス提供あり）、6月（サービス提供あり）×⇒4月（サービス提供あり）、5月（（サービス提供なし）、6月（サービス提供あり）・令和４年５月１日に新規指定を受けたもしくは休止から再開した場合　５月、６月のサービス提供実績がある必要があります。・令和４年６月１日に新規指定を受けたもしくは休止から再開した場合　６月のサービス提供実績がある必要があります。 |
| ４HP | 令和４年４月（もしくは５月、６月）に事業所を廃止したのだが、申請できないのか。 | 令和４年７月１日時点で、事業所の指定等を受けている必要があり、交付金の申請要件に合致しないため対象外です。 |
| ５HP | 令和４年７月１日に事業を廃止するが令和４年４月１日から同年６月30日までの間、継続してサービス提供実績がある。申請できないのか。 | 令和４年７月１日時点で、事業所の指定等を受けている必要があり、交付金の申請要件に合致しないため対象外です。 |
| ６HP | 令和４年７月１日に事業を休止するが、申請できるのか。 | 令和４年４月１日から同年６月30日までの間、継続してサービス提供実績があり、その他の要件をみたすのであれば対象となります。 |
| ７HP | 令和４年７月１日時点に新規指定を受けたが、申請できないのか。 | 令和４年４月１日から同年６月30日までの間、サービスの提供実績があることが申請要件となっていますので、交付金の申請要件に合致しないため対象外です。 |

**（２）-２　対象期間（第２期支援金のみ）※第1期支援金は前の（２）-１参照。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質　問 | 回　　答 |
| １手持 | なぜ、令和４年７月１日から同年９月30日までの間、サービスの提供実績があることが申請要件となっているのか。 | 当該期間がガソリン等の燃料費の物価高騰の影響が大きかったとされる時期であるため、当該期間、物価高騰のあおりを受けながらサービスを継続されている事業所へ支援することを目的としています。 |
| ２HP | 令和４年７月１日から同年９月30日までの間に報酬の請求がなされていればいいのか。 | 令和４年７月１日から同年９月30日までの間、サービスの提供実績がある必要があり、報酬の請求月がある場合ではありません。 |
| ３HP | 令和４年７月１日から同年９月30日までの間、継続してサービスを実施していたの「継続」の考え方について教えてほしい。 | （月に何回サービスを実施していたらいいのか）令和４年７月１日から同年９月30日までの間、ひと月の半分以上はサービスの提供実績がある必要があります。（７月１日から９月30日の継続はどのように判断するのか）・令和４年７月1日より以前に指定、７月中に新規指定もしくは休止から再開した場合　３ヵ月連続してサービス提供実績がある必要があります。例　〇⇒７月（サービス提供あり）、８月（サービス提供あり）、９月（サービス提供あり）　　×⇒７月（サービス提供なし）、８月（サービス提供なし）、９月（サービス提供なし）　　×⇒７月（サービス提供なし）、８月（サービス提供あり）、９月（サービス提供あり）×⇒７月（サービス提供あり）、８月（サービス提供なし）、９月（サービス提供あり）・令和４年８月１日に新規指定もしくは休止から再開した場合　８月、９月のサービス提供実績がある必要があります。・令和４年９月１日に新規指定もしくは休止から再開した場合　９月のサービス提供実績がある必要があります。 |
| ４HP | 令和４年７月（もしくは８月、９月）に事業所を廃止したのだが、申請できないのか。 | 令和４年10月１日時点で、事業所の指定等を受けている必要があり、交付金の申請要件に合致しないため対象外です。 |
| ５HP | 令和４年10月１日に事業を廃止するが令和４年７月１日から同年９月30日までの間、継続してサービス提供実績がある。申請できないのか。 | 令和４年10月１日時点で、事業所の指定等を受けている必要があり、交付金の申請要件に合致しないため対象外です。 |
| ６HP | 令和４年10月１日に事業を休止するが、申請できるのか。 | 令和４年７月１日から同年９月30日までの間、継続してサービス提供実績があり、その他の要件をみたすのであれば対象となります。 |
| ７HP | 令和４年10月１日時点に新規指定を受けたが、申請できないのか。 | 令和４年７月１日から同年９月30日までの間、サービスの提供実績があることが申請要件となっていますので、交付金の申請要件に合致しないため対象外です。 |

**（3）-1．対象車両（第１期支援金・第2期支援金共通）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質　問 | 回　　答 |
| １HP | 通院等乗降介助に使用する車両は対象となるのか。 | 「従業者による利用者宅への訪問に用した」に含まれますので、対象の車両となります。 |
| ２HP | 法人所有の車以外でも対象となるか。 | 法人所有の車両のみが対象となります。 |
| ３HP | 法人の代表者が所有する車両は対象となるか。 | 個人名義なので「対象外」となります。 |
| ４HP | リース車両も対象か | 法人で契約している車両であれば対象となります。 |
| ５HP | 電気自動車や自転車は対象となるか。 | 対象外です。 |
| ６HP | 複数の事業所において同一の車両を使用している場合はどうなるのか。 | 同一の車両を重複申請はできませんので、一つの事業所で申請をいただく必要がありますが、どの事業所で申請するかは事業者で決定してください。 |
| ７HP | 車検証の使用者の欄が「個人名義」になっているが、対象となるか。 | 対象外です。使用者が「法人名義」になっている必要があります。 |

**（３）-２．対象車両（第１期支援金のみ）※第２期支援金は前の（３）-３参照。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質　問 | 回　　答 |
| １HP | 車両はいつの時点において所有及び使用しているものが対象となるのか。 | 令和４年４月１日から６月３０日までの間にサービスの提供に使用している車両で、同年７月1日時点で現存している車両が対象です。 |
| ２手持 | 追加購入などにより、申請後に、車両が増えたが（増える予定がある場合も含む）対象となるか。 | 令和4年４月１日から６月３０日までの間にサービスの提供に使用している車両で、同年７月1日時点で現存している車両が対象となりますので、申請後の追加購入分は対象外です。 |
| ３手持 | 令和４月４月１日から６月30日までの間サービス提供に使用していた、法人等所有もしくはリース契約による車両を廃車（リース契約が終了）した。その後、これに代わる車両を申請日までに購入（新たにリース契約を締結）していない。廃車（リース契約終了）した車両は申請対象となるか。 | 令和4年４月１日から６月30日までの間にサービスの提供に使用している車両で、同年７月1日に現存している車両が対象となりますので、廃車等により代わりの車両を追加購入等していない等、令和４年7月1日に車両が現存していない場合は対象外です。 |
| ４手持 | 令和４年４月１日から６月30日までの間サービス提供に使用していた、法人等所有もしくはリース契約による車両を廃車（リース契約が終了）した。その後、これに代わる車両を申請日までに追加購入（新たにリース契約を締結）している。この場合、追加購入等した車両は申請対象となるか。 | 追加購入等した車両が令和４年7月1日に現存している場合は対象となります。なお、この場合、7月1日時点に現存する車両の車検証等のコピーのみ提出してください。 |
| ５手持 | 令和４月１日から６月30日までの間に、新たに車両を追加購入した。対象となるか。 | 令和4年４月１日から６月30日までの間にサービスの提供に使用している車両で、同年７月1日に現存していれば対象です。 |
| ６手持 | 令和４年４月１日から６月30日までの間サービス提供に使用していた車両を車検や修理にだしており、令和４年７月１日時点において代車を使用しているが、車検等にだしている車両を申請することは可能か。また、この場合、当該車両の所有について何をもって証明したらいいか（添付資料は何を添付したらいいか。） | 車検や修理のため令和4年7月1日時点に当該車両等が手元にない場合も申請対象の車両となります添付資料は、令和4年7月1日に所有していることがわかる、車検証の写し等を添付してください。 |

**（３）-３．対象車両（第2期支援金のみ）※第1期支援金は前の（３）-２参照。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 質　問 | 回　　答 |
| １HP | 車両はいつの時点において所有及び使用しているものが対象となるのか。 | 令和４年７月１日か９月３０日までの間にサービスの提供に使用している車両で、同年１０月1日時点で現存している車両が対象です。 |
| ２手持 | 追加購入などにより、申請後に、車両が増えたが（増える予定がある場合も含む）対象となるか。 | 令和4年７月１日から９月３０日までの間にサービスの提供に使用している車両で、同年１０月1日時点で現存している車両が対象となりますので、申請後の追加購入分は対象外です。 |
| ３手持 | 令和４年７月１日から９月30日までの間サービス提供に使用していた、法人等所有もしくはリース契約による車両を廃車（リース契約が終了）した。その後、これに代わる車両を申請日までに購入（新たにリース契約を締結）していない。廃車（リース契約終了）した車両は申請対象となるか。 | 令和4年７月１日から９月30日までの間にサービスの提供に使用している車両で、同年10月1日に現存している車両が対象となりますので、廃車等により代わりの車両を追加購入等していない等、令和４年10月1日に車両が現存していない場合は対象外です。 |
| ４手持 | 令和４年７月１日から９月30日までの間サービス提供に使用していた、法人等所有もしくはリース契約による車両を廃車（リース契約が終了）した。その後、これに代わる車両を申請日までに追加購入（新たにリース契約を締結）している。この場合、追加購入等した車両は申請対象となるか。 | 追加購入等した車両が令和４年10月1日に現存している場合は対象となります。なお、この場合、10月1日時点に現存する車両の車検証等のコピーのみ提出してください。 |
| ５手持 | 令和４年７月１日から９月30日までの間に、新たに車両を追加購入した。対象となるか。 | 令和４年７月１日から９月30日までの間にサービスの提供に使用している車両で、同年10月1日に現存していれば対象です。 |
| ６手持 | 令和４年７月１日から９月30日までの間サービス提供に使用していた車両を車検や修理にだしており、令和４年10月１日時点において代車を使用しているが、車検等にだしている車両を申請することは可能か。また、この場合、当該車両の所有について何をもって証明したらいいか（添付資料は何を添付したらいいか。） | 車検や修理のため令和４年10月1日時点に当該車両等が手元にない場合も申請対象の車両となります添付資料は、令和４年10月1日に所有していることがわかる、車検証の写し等を添付してください。 |

**５．申請関係**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 内　容 | 質　問 | 回　　答 |
| １HP | 申請期間 | 申請期間はいつからいつまでか。 | 令和４年１０月１日（土）から同月３１日（月）までです。 |
| ２HP | 申請方法 | 申請はどのようにするのか。 | 申請は行政オンラインシステムにて実施していただきます。大阪府行政オンラインシステムにおいて必要事項を入力いただき、必要書類を添付する形での申請方法となりますが、初めて行政オンラインシステムをご使用になられる場合は、入力前に利用者登録が必要です。詳細は、大阪府HP掲載のマニュアル「01 大阪府行政オンラインシステム　利用者登録からログインまでの流れ」や「02 大阪府行政オンラインシステム　ログインから申請までの流れ」をご参照ください。 |
| ３HP | 申請に必要なもの | 申請は何を提出したらよいのか。 | 大阪府HP掲載の申請書に加え、車両確認できるものとして、自動車は「車検証の写」、バイク等は「標識交付証明書の写」の提出が必要です。行政オンラインシステムの入力を実施したうえで、これらの資料をアップロードし申請していただきます。 |
| 3-2HP | 申請に必要な書類 | 前回（第１期）申請を行い支援金の交付受けた。今回（第２期）も、同様に申請しなければならないのか。（手続きが必要か） | 第2期分としての手続きが必要です。申請書及び車検証等の書類を提出してください。ただし、前回（第１期）を申請された事業者等については、「要件確認申立書」及び暴力団等審査情報」の申請（行政オンラインシステムでの入力）は不要です。 |
| 3-3HP | 申請に必要な書類 | 支給申請書の「申請に係る事業所数」「申請に係る車両台数」「「交付申請額（請求額）」の欄が正しく表示されていないがなぜか。 | 正しく入力されたいないことが考えられる。表紙の日付（申請日）、申請者（団体名・法人名）誓約事項、別紙の事業所番号等（オレンジ色部分）に記入漏れがないか確認をしてください。 |
| 3-3HP | 申請に必要な書類 | 原動機付自転車の一連指定番号（ナンバープレートの一番大きく書かれた数字）が５桁ある（別紙の欄は４桁）が、どのように記入すればよいか。 | 一連指定番号の左側の欄に２桁分を記入してください。 |
| ４HP | 車両確認に係る資料 | バイク等の「標識交付証明書」が手元にない。どうしたらよいか。 | バイク等の「自賠責保険証の写」を添付してください。 |
| ５HP | 申請単位 | 申請は、法人単位で行うのか、各事業所で行うのか。また、複数の事業所があるが、それぞれ分けて申請するのか。 | 申請は、法人単位で実施していただくことになります。法人等に複数の事業所がある場合は、法人でまとめて申請してください。（ただし、府外の事業所は対象外。４（１）-５参照。） |
| ６HP | 事業所番号とサービス種別 | １の事業所番号で、２以上のサービス種別を実施しており、それぞれ使用する車両が異なる。この場合、別紙はどのように入力したらよいのか。 | 使用している車両が異なる場合は、サービス種別ごとに入力してください。（車両の重複申請はできません。） |
| ７HP | 受付確認 | 申請状況の受付確認はできますか。 | 申請の受付状況の確認はしていただけます。マニュアルの「03 大阪府行政オンラインシステム　申請状況の確認方法（マイページ）」をご参照ください。 |
| ８HP | 振込口座 | 国保連合会の登録口座となっているが、別口座へ振込みをしてほしい。 | 国保連合会の登録口座への振込みとなります。 |
| ９HP | 交付決定 | 交付決定通知の方法、振り込み時期はいつ頃か。 | 行政オンラインシステムにて申請を受付後、審査を行い、適正と認められた場合は、国保連合会の登録口座に支援金を振込みます。（この支援金については、口座への振込みをもって決定を通知したものとみなします。別途通知書は発送しません。）振込みは、令和４年11月末からの予定です。ただし、申請書類に不備や漏れがあり補正を行った場合は、補正完了後の支払となりますので、支払時期が遅れる場合もあります。 |
| 10HP | 支払名称 | 支払いの際にはどのような名称で支払われるのか。 | 通帳の印字名称については、「フガソリンショウガイ」です。ただし、金融機関によっては、上記の印字と違う場合があります。 |
| 11HP | 証拠書類 | 証拠書類はどのようなものを揃えておけば良いか。 | 支援金に係る証拠書類として以下の書類を事業所内へ保管（5年間）していただく必要があります。1.交付申請書（行政オンラインシステムに添付した申請書の写し）2.申請した自動車が法人所有（使用）とわかる書類（申請時の車検証・標識交付証明書（自賠責保険証）、リース契約書）3.燃料費にかかる領収証等4.送迎記録（運行記録）または訪問にかかる記録 |
| 14手持 | 申請方法 | 行政オンラインシステムで申請するとあるが、紙申請（郵送もしくはファクシミリ）はできないのか。 | 大阪府行政オンラインシステムでの申請となります。 |
| 15手持 | 申請単位 | 法人でとりまとめが難しく、事業所ごとに申請したいが可能か。 | 法人単位での申請でお願いしておりますが、事業所での申請でも構いません。なお、事業所ごとにご提出していただく申請者名は、必ず法人の名称を記載してください。 |